

水噴霧装置に供する消火ポンプに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

水噴霧装置に供する消火ポンプに関する事項

改正理由

IACS では、2014 年に全面改正された IGC コードに規定される水噴霧装置に関する要件について、その運用を明確にするため、「保護範囲」、「水噴霧ポンプ容量」及び「消火ポンプによる保護」に関する IACS 統一解釈 GC22 を作成した。また、当該解釈は、「消火ポンプによる保護」要件における用語の解釈を除き、2018 年 9 月に開催された IMO 第 5 回貨物運送小委員会（CCC5）において合意された。

CCC5 にて合意に至らなかった部分は、具体的には IGC コード 11.3.4 規則における「単一の区画」という用語の解釈である。IACS は火災発生場所を示す当該用語について、水噴霧装置に供する消火ポンプが設置される区画に限定していたが、当該ポンプに関わる動力源が設置される区画も対象に含むべきとの指摘があった。

その後、IACS は合意に至らなかった解釈を IMO に於ける指摘を考慮した上で修正すると共に、CCC5 にて別途合意された非常用消火ポンプの容量に関する IACS 見解と共に統一解釈案を取り纏めて、2019 年 9 月に開催の CCC6 へ提出した。

CCC6 における審議の結果、IACS 統一解釈案は合意され、IMO 第 102 回海上安全委員会（MSC102）において、MSC サーキュラーとして承認される見込みである。

このため、承認予定の MSC サーキュラー案に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則 N 編 11.3.4 における用語を明確化した。
- (2) 水噴霧装置に非常用消火ポンプを供する際のポンプ容量について明確化した。

改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N11.3.4